

裁判長
認 印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示	令 和 4 年 (行 ヒ) 第 2 0 0 号
決 定 日	令 和 4 年 9 月 8 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所令和2年(行コ)第246号(令和3年12月15日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和4年9月8日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官